事務事業評価シート　（評価対象年度：平成30年度）

1.基本的事項【PLAN】

①事務事業名	財産区財産管理事業	②事業番号	2507
③事業類型	4. 施設等維持管理事業	④開始年度	昭和 36 年度
⑤終了予定年度	年度 ○ 設定なし		
⑥根拠法令等	○ 法令 / 条例 / 規則 / 要綱 / 計画等 / その他	法令等の名称	地方自治法
⑦実施手法	直営 / 全部委託 / ○ 一部委託 / 補助・負担 / その他		
⑧関連予算科目コード	款 1 / 項 1 / 目 1	細目	1
⑨担当部名	行革・財産活用室	会計	財産区会計
⑩担当課名	行革・財産活用室		

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象（誰、何に対して事業を行うのか）	対象指標（対象者数を表す指標）	単位
① 財産区財産	① 財産区会計	会計数
②	② 利子	円

(2)事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか）	活動指標（活動の量を表す指標）	単位
各財産区との連絡及び情報交換を行い、管理会議や草刈り、修繕及び財産貸付を実施している。	① 除草延べ箇所数	件
	② 修繕、工事件数	件
	③ 財産貸付数	件

(3)意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか）	成果指標（意図の達成度を表す指標）	単位
財産区財産の適正な維持管理運営を行う。	① 除草費	千円
	計算式	
	② 修繕料、工事費	千円
	計算式	
	③ 財産貸付料収入	千円
	計算式	

(4)結果（対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連）	総合計画体系上の位置付け		
財産区財産を適正に管理運営することで、地域住民の福祉を増進する。	政策(章)	6	みんなでまちづくりに取り組むまち
	施策大(節)	3	将来にわたって安定した行政サービスが提供できるよう、計画的で健全な財政運営をおこなうまちをめざします
	施策中	1	財政運営の強化
	施策小	2	持続可能な財政運営

〔2〕各種指標値、事業費の推移

		指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標①		財産区会計	会計数	11	11	11	11	11	
対象指標②		利子	円	—	—	533,890	493,000	—	
活動指標①		除草延べ箇所数	件	36	29	34	35	35	除草箇所数及び除草費については、樹木伐採等も含む。 成果指標②の増額は繰出金（2ヶ所のため池工事）によるもの。
活動指標②		修繕、工事件数	件	9	6	3	1	1	
活動指標③		財産貸付数	件	18	18	19	19	18	
成果指標①		除草費	千円	5,280	5,714	5,050	5,100	5,100	
成果指標②		修繕料、工事費	千円	3,279	4,906	6,305	1,260	1,000	
成果指標③		財産貸付料収入	千円	30,474	33,139	34,691	36,446	35,333	
事業費	投入人員	正職員	人	1.10	1.10	0.90	0.90		事業費などの推移における特殊要因などの説明
		任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
		臨時職員	人	0.00	0.00	1.00	1.00		
	事業費	人件費（投入人員＊単価）	千円	8,835	8,835	8,862	8,862		—
		直接事業費	千円	166,119	24,130	22,850	16,861		
		総事業費	千円	174,954	32,965	31,712	25,723		
財源内訳		国庫支出金	千円	0	0	0	0		
		府支出金	千円	0	0	0	0		
		受益者負担金	千円	0	0	0	0		
		その他特定財源	千円	166,119	24,130	22,850	16,861		
		一般財源	千円	8,835	8,835	8,862	8,862		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	地方自治法第296条以下に基づき、本市内に昭和31年樽井地区財産区が設置されたことが契機。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	農業従事者が減少し田畑が少なくなってきているなか、地方自治法上の財産区設置趣旨は、必ずしも財産区財産の現状とあわなくなってきている。財産区財産の活用方法については、今後変化していくものと思われる。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価 【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)　　A.高い　B.やや高い　C.やや低い　D.低い　　〔1〕の評価 A

評価項目		評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	各財産区の現状を把握し適切な維持管理に努めることは、計画的な財政運営につながる。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	人件費以外は、基本的に全て財産区会計により運営している。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	イ	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	財産区財産の維持管理自体が、必ずしも地域住民のニーズ等に合致しているわけではない。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	財産区財産の維持管理をやめることはできない。

〔2〕有効性　　A.高い　B.やや高い　C.やや低い　D.低い　　〔2〕の評価 B

⑤期待どおりの成果が得られていますか。	ア	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	平成30年度においては、財産区財産の保全にかかる調停、訴訟等法的手段を講じることで一定の成果が得られた。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	イ	ア. ある イ. ない	地方自治法上、財産保全をその主たる権能としており成果向上にはなじまないこと、また保全自体も異常気象等で管理は困難。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ウ	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	財産区事務は、本室の専管事項である

〔3〕効率性　　A.高い　B.やや高い　C.やや低い　D.低い　　〔3〕の評価 B

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費＋人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア	ア. ある イ. ない	法務局への申請事務や除草作業等を職員で実施するなど、コストの削減に努めている。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア	ア. ある イ. ない	貸付収入等については、法令、双方の協議結果等に基づき、賃貸料の変更等をおこなっていくことは可能。

4. 総合評価

	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	
総合評価	A	現状のまま事業を進めることが適当である。	A:現状のまま事業を進めることが適当 B:事業の進め方に改善が必要 C:事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D:事業の統合、休止・廃止の検討が必要

5. 改革、改善案 【ACTION】

＜今後の方向性＞

ア

ア. 現状のまま継続　　イ. 見直しのうえで継続　　ウ. 終了 (　年まで)　エ. 休止 (　年から)　オ. 廃止 (　年から)

＜今後の展開方針＞

a. 重点化する(集中的なコスト投入)
b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える)
c. 効率化する(コストを下げる)
d. 簡素化する(規模を縮小する)
e. 統合する(他の事務事業と統合する)

①改革、改善の具体案、実施年度など	―
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	―